

[事案 2023-194] 入院給付金等支払請求

・令和6年7月2日 和解成立

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

交通事故に遭い、右踵骨骨折、右第7肋骨骨折等により、令和4年9月中旬から同年10月中旬まで36日間入院したため、令和元年9月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金と長期サポート給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に13日目を降の入院について、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1)自分は、肋骨骨折の影響により松葉杖が使えず車椅子で移動しており、かつ、介助も必要であり、通院で治療を行えるのか疑問である。カルテには、9月下旬でも、「車椅子使用 疼痛のない範囲 足関節自立運動、端坐位で前足部負荷」と記載されているだけで、移動が困難な状況が継続している。
- (2)保険会社は、一部の診察記録がないことを問題視しているようだが、病院には担当医師が常駐しておらず、診察がなかったことは専ら病院側の事情であって、自分側の事情によるものではない。自分は、仕事上の都合で早めの退院を依頼したため、10月中旬に退院しているが、その退院日の1~2週間前まで車椅子を使用しており、診察・介助が必要な状態であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院時の治療内容は主に投薬治療等であり、自宅等での治療や通院治療が十分可能である。9月中旬からの12日間は、主治医による入院下での経過観察期間が一定程度は必要であったと思われるが、以降は、客観的に、病院にて常に医師の管理下において治療に専念しなければならないほどの医師による治療の必要性や自宅等での治療の困難性は認められない。
- (2)長期サポート給付金の支払事由は、所定の入院または所定の在宅療養が必要な状態に該当し、その状態が30日以上継続した場合である。本件における「所定の入院」の日数は12日間であり、支払事由にあたらぬ。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 第三者の専門医の意見によると、手術の対象とならない骨折（骨挫傷）の場合、必ずしも入院管理を必要としないが、疼痛が強く、日常生活が困難で、介助を要する場合は、医師の裁量で入院の必要性を認め、安静治療や疼痛管理を入院管理で行うこともある。
- (2) 本受傷は、右第7肋骨骨折も含まれていることからすれば、事故直後は移動や自宅等での治療が困難であったと考えられるため、当初の期間は入院の必要性があったと考えられる。一方、9月下旬には、ギプスやシーネを外すことができるようになるまで回復しており、医師からも痛みのない範囲での運動を指示されており、自宅等での治療が困難な状況を脱していたと考えられる。